

# 彩の国功労賞要綱

(平成9年12月2日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、広く県民に愛され県民に明るい希望と活力を与えることに多大な功績があったものについて、その功績をたたえて表彰し、もって県民意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、知事が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、スポーツや文化等の各分野において、国内外で高く評価される功績を挙げ、広く県民に夢と希望を与え、潤いと活力のある社会づくりに貢献したと認められるもので、原則として県に住所を有するものについて行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、個人表彰又は団体表彰とし、表彰状を贈ってこれを行う。

2 表彰に当たっては、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特に必要がある場合は、随時に行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成9年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年1月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。